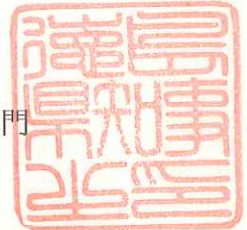




環管第 1094 号
平成 28 年 11 月 7 日

港湾管理者
徳島県知事 飯泉 嘉門 殿

徳島県知事 飯泉 嘉門



「徳島小松島港沖洲（外）地区整備事業」の事後調査報告書に対する意見について（通知）

徳島県環境影響評価条例第44条第1項の規定に基づき、当該事業については環境の保全について適正な配慮が必要であるため、次の措置を講ずることを求めます。

- (1) 人工海浜において、ルイスハンミョウの生息が維持されるよう、学識経験者の意見を聞き、今後の状況を見極めながら、定期的な調査の継続及び調査結果に基づいて必要な措置の実施に努めること。
- (2) 人工海浜における、人と自然とのふれあいの活動の場の利用方法等については、今後の状況を見極めながら、ルイスハンミョウの生息地との共存が図られるよう適切な管理に努めること。
- (3) 今後、ルイスハンミョウの生息環境に悪影響を及ぼさないよう、人工海浜に隣接する四国横断自動車道等の事業者に対し、工事中及び供用後の環境影響の軽減等について要請を行うこと。